

藤沢市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時 2015 年（平成 27 年）5 月 13 日（水）
午後 3 時
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 4 号 平成 28 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について
 - (2) 議案第 5 号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
 - (3) 議案第 6 号 平成 28 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
 - (4) 議案第 7 号 藤沢市社会教育委員の委嘱について
- 5 その他
 - (1) 「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査（市町村立学校）」の結果について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 小 竹 伊津子
3 番 阪 井 祐基子
4 番 関 野 真一郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	小 林 誠 二	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 住 潤	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	神 尾 友 美	教育部参事	小木曾 貴 洋
教育部参事	神 尾 哲	学校教育企画課長	齋 藤 直 昭
学校施設課長	佐 藤 謙 一	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育総務課主幹	佐 藤 繁	生涯学習総務課主幹	塩 原 彰 子
教育指導課主幹	松 原 保	学務保健課主幹	小 池 規 子
教育指導課指導主事	北 野 博 三	生涯学習総務課課長補佐	田 代 俊 之
教育指導課指導主事	坪 谷 麻 貴	生涯学習総務課課長補佐	井 出 祥 子
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

関野委員長

ただいまから藤沢市教育委員会5月定例会を開会いたします。

この5月から井上委員長の後任として委員長に任命されました関野と申します。教育委員会委員になって約1年半というわずかな期間ですが、前回定例会においてご指名をいただき、このたび委員長職を仰せつかることになりました。井上前委員長は落ち着いた姿勢と冷静な判断で立派にリーダーシップを発揮され、変化の激しい教育委員会を取りまとめられ、非常に立派な功績を残されたと感じております。本当にお疲れさまでございました。

教育委員会の中にはまだまだ多くの課題や懸案事項が山積している中で、井上前委員長の後任として非常に重要な役を仰せつかり、改めて職責の重さに身の引き締まる思いでございます。慣れないことばかりで行き届かないこともあるかと思いますが、皆様のご協力をいただきまして、お役を果たすべく努力をしまいたいと考えておりますので、1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、5番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、5番・井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長

それでは、このとおりに承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

それでは、議事に入ります。

(1) 議案第4号平成28年度使用藤沢市教科用図書の採択方針についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

小木曾教育部参事

議案第4号平成28年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について、ご説明いたします。提案理由、この議案を提出したのは、平成28年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める

必要によるものです。(資料参照)

採択方針は、前文で文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて定めている旨を述べています。

1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。今年度は文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成 28 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「平成 28 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて、中学校用教科用図書と特別支援教育関係教科用図書の採択替えを行います。なお、小学校用教科用図書については、平成 26 年度採択と同一のものを採択します。

(2) 公正かつ適正を期し採択する。静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行います。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択します。

2 採択する教科用図書

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同施行令第 14 条に基づき次のようにいたします。(1) 中学校用教科用図書は採択替えの年となっており、中学校用教科書目録（平成 28 年度使用）に搭載されているもののうちから採択します。(2) 小学校用教科用図書は、平成 26 年度採択と同一のものを採択します。(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書については、教科書目録に搭載されているもの又は「附則第 9 条図書」のうちから採択します。「附則第 9 条図書」とは、学校教育法附則第 9 条に規定されている図書のことです。附則第 9 条には、特別支援学校や特別支援学級では、教科用図書以外の図書を使用することができる旨の規定があります。つまり、一般の図書を教科用図書として使用することができるということです。

3 採択の日程

教科書採択に係る大まかな日程を記載しています。(1) は中学校用教科用図書採択日程です。アは教科用図書見本の展示。イは中学校長による調査研究。ウは審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命。エは諮問について。オは答申について。カは採択についての日程です。

(2) は小学校用教科用図書採択日程です。

(3) は特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書採択日程です。アは特別支援学校長及び特別支援学級設置校長によ

る調査研究、イは諮問について。ウは答申について。エは採択についての日程です。なお、4 ページ以降に資料として、神奈川県教育委員会の通知及び文部科学省からの通知を添付しております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

関野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 4 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長 それでは、議案第 4 号平成 28 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針については、原案のとおり決定いたします。

×××

関野委員長 次に、議案第 5 号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

小木曾教育部参事 議案第 5 号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について、ご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が 2015 年(平成 27 年)5 月 31 日をもって任期満了となるため、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第 2 条の規定により、新たに委員を委嘱し、又は任命する必要によります。

1 委嘱等する者 審議委員会委員については、採択審議委員会規則第 2 条の規定により 16 名以内となっております。今回、提案した委員に関しては審議いたします中学校用教科用図서가 15 種目、129 点であることから 16 名の委員を挙げております。選出区分については、市立中学校長から 7 名、市立小学校長から 1 名、市立特別支援学校長から 1 名、中学校教育研究会から 3 名、小学校教育研究会から 1 名、保護者から 3 名の計 16 名です。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

関野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 このたびご審議いただく予定の方をご紹介いただきましたが、この中に保護者 3 名がありますが、この保護者のお子さんは小学校、中学校、特別支援学校とどのような区分なのか教えていただきたいと思ひます。

坪谷教育指導課指導主事 3 名の保護者については 2 名が中学校の保護者、1 名が白浜養護学校の保護者です。

阪井委員 大変なことをお願いすると思ひますが、よろしくお願ひいたします。

関野委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長 それでは、議案第 5 号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

関野委員長 次に、議案第 6 号平成 28 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

小木曾教育部参事 議案第 6 号平成 28 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）のご説明をいたします。この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第 5 条の規定に基づき諮問する必要によります。それでは諮問文を読み、説明に換えさせていただきます。

~~~~~

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

藤沢市教育委員会  
委員長 関野 真一郎

平成 28 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）

藤沢市教育委員会は 2015 年（平成 27 年）5 月 13 日の教育委員会会議において「平成 28 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「平成 28 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「平成 28 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「平成 28 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。

~~~~~

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

関野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 6 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長 それでは、議案第 6 号平成 28 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）は、原案のとおり決定いたします。

×××

関野委員長 次に、議案第7号藤沢市社会教育委員の委嘱についてを上程いたします。生涯学習部の説明をお願いします。

上野生涯学習部参事 議案第7号藤沢市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。今回、この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員のうち学校教育関係者1名に欠員が生じたため、社会教育法第15条第2項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき補欠の委員を委嘱するためです。

委員構成については、藤沢市立中学校長会から推薦された委員で、任期は前任者の残任期間とするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

関野委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第7号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長 それでは、議案第7号藤沢市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長 その他に入ります。

(1)「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査(市町村立学校)」の結果について、事務局の説明をお願いいたします。

小木曾教育部参事 平成27年1月から2月にかけて実施いたしました「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査(市町村立学校)」の結果について、ご報告いたします。(議案書参照)

1 調査の概要

(1) 調査目的 過去の調査により藤沢市立学校で体罰事案が認められたことを受け、教育委員会では体罰の根絶を目指した取り組みを推進してまいりました。本調査を実施することにより、体罰の根絶に向けた取り組みをさらに進めることを目的として実施したものです。

(2) 調査主体、(3) 実施主体は記載のとおりです。

(4) 調査内容 調査は、ア 教職員向け調査と、イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査の、2種類を行いました。調査期間、調査対象、調査方法については記載のとおりです。

(5) 回答数 参考に平成24年度、25年度回答数を併記しております。ア 教職員向け調査については、自己申告によるもので、小学校2件、中学校0件、特別支援学校0件の合計2件が報告されました。イ 児童生徒

及び保護者向けアンケート調査については、学校を通してすべての児童生徒について質問用紙、回答用紙等を配付しており、該当がある場合のみ郵送又は教頭を介して教育指導課へ提出することになっております。その結果、小学校 478 通、中学校 93 通、特別支援学校 4 通、合計 575 通の回答の提出があり、回収率は 1.7%でした。

(6) 平成 26 年度児童生徒及び保護者向けアンケート調査における回答の種類及び再調査を依頼した数について。カッコ内には平成 25 年度の調査の数を記載しております。小学校については、回答のあった 478 通のうち、保護者の意見欄などに記載のあったものは 109 通で、体罰を「受けた」「見た」と記載されていたものは 24 通です。その中で学校長に再調査を依頼したものが 13 件 13 人でした。中学校については、回答のあった 93 通のうち、保護者の意見欄などに記載のあったものは 30 通で、体罰を「受けた」「見た」と記載されていたものは 17 通です。その中で学校長に再調査を依頼したものが 3 件 3 人でした。特別支援学校については、回答のあった 4 通のうち保護者の意見欄などに記載のあったものは 1 通で、体罰を「受けた」「見た」と記載のあったものはありませんでした。

(7) 再調査の依頼から除外した案件 ア 文部科学省の「体罰について」に基づいて、体罰とは判断されないものとしては、注意を聞き入れない児童生徒を指導のため、他の場所に移動させようとし、本人が動かなかった場合に引きずるや、言葉の暴力等です。なお、文部科学省の「体罰について」につきましては、37 ページに資料 1 としてお示ししておりますので、後ほどご覧いただければと思います。イ 体罰の事実が特定できないものとしては、学年、体罰が行われた場所、教職員名等の記載がなく、具体が判断できないものです。ウ 危険を回避するための力の行使であると判断されたものについては、生徒が教職員に対して手足を出す中で、教職員の足が当たったなどです。

(8) 再調査方法では、記載内容に基づいて校長より該当教諭又は児童生徒に対して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。また、保護者に対しては必要に応じ、市教育委員会より聞き取りを行い、事実の確認を行いました。

2 再調査結果について 参考に関西 24 年度、25 年度の再調査の結果も記載しております。(1) 教職員向け調査結果については、県教育委員会に報告する事案はございませんでしたが、校長による継続的な指導が小学校 2 名となっています。具体的には暴力を振るう児童への指導の中で、軽く頭をたたく行為が見られたなどです。(2) 児童生徒及び保護者向けアンケート調査についての再調査結果については、前回の調査同様、今回

の調査でも県教育委員会に報告した事案はございませんでした。また、市教育委員会による指導につきましても、該当する教員はありませんでした。校長による継続的な指導については、小学校7人、中学校1人でした。具体的には授業態度の悪い児童への指導の中で、正座をさせた、不要物を持ち込んだ生徒への指導の中で、頭をたたくなどです。事実が認められなかったものとしては、小学校2人でした。前年度のもので指導が済んでいるものはありませんでした。なお、その他といたしまして、体罰や不適切な指導と受け取られる可能性があることから、校長による注意を行った者が小学校で4件、中学校で2件ありました。

3 児童生徒及び保護者から寄せられた意見について、主な意見としては、(1) しつけと体罰の差は区別がつけにくい、体罰はあってはならない。(2) 理不尽に怒る、威嚇するように怒る、汚い言葉使いで指示を出すなどの言葉の暴力についての改善指導をお願いする。(3) 発達障がいを持った子どもへの対応を学ぶことで、叩くなど不適切な指導は減少すると思う。

4 考察では、認知した体罰の数は平成24年度、25年度の調査と比較して、この3年間で大幅に減少しました。このことは各学校の啓発資料を用いた意識啓発の取り組みや、教育委員会が教職経験年数に応じて実施している研修の場での講話などの成果であると考えられます。しかし、軽く頭を叩く等、体罰への発展が心配され、校長による指導を行った事案が見られました。これは教職員の意識の問題が大きな理由と考えられます。今後も長期的、継続的な意識づけを行い、「いかなる場合であっても、体罰はしてはいけない」という自覚を持たせていく必要があります。なお、教職員の言葉の暴力については、今回の調査でも指摘を受けていることから、子どもの人権に配慮する意識啓発が引き続いての課題であると考えており、校内研修や各種研修を活用した教職員への啓発を今後も継続して取り組んでまいります。

5 今後の市教育委員会と学校との連携により継続する取り組み
(1) 教職員の人権意識の向上に向け、校内研修において職員相互の意見交換を行うなど、内容の充実を図ります。(2) 人権・環境、平和担当者会におきまして、人権教育についての研修を行います。実際に参加者・研修者が参加したり、体験したりする活動で学校に持ち帰り、すぐに実践できる内容のものを考えております。(3) 教職員経験年数に応じて実施している研修におきまして、体罰防止についての講話を行ってまいります。(4) 中学校部活動につきましても、外部講師を招いて生徒が主体的に取り組む部活動のあり方を引き続き研究してまいります。(5) 昨年度、全教職員

に向け配付しました「児童生徒指導の手引き」改訂版を研修会等で活用し、子どもに寄り添った指導を促します。(6) 学校問題解決支援員作成の人権啓発資料により、言葉の暴力への啓発を行い、校長会を通して全教職員へ発信します。(7) 教育委員会が作成した「体罰事案につながる恐れのある事例集」を活用し、実際の場面を想定した研修等に役立てます。

今後市教育委員会といたしましては、児童生徒が安心して生活できる学校づくりの推進に努めてまいります。

関野委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員 児童生徒及び保護者向けアンケート調査についての再調査結果表を見ても、改善されていると思われる数字になっていると判断します。その中で児童生徒及び保護者向けアンケート調査で、平成 24 年度、25 年度の回収率はかなり高い数字になっておりますし、回答数も 2,000 とか 2,400 になっています。平成 26 年度については回収率が小学校で 2.1%、回答数も非常に少なくなっていますが、この回収率が低くなったのは回答の仕方とか何か変化があったのか、平成 24 年度と 25 年度の数字に比べて 26 年度が極端に変わっているのがどうしてなのか、その点お聞きします。

北野教育指導課指導主事 回答数及び回収率が下がっているというご質問ですが、調査の方法自体は平成 24 年度、25 年度とも変えておりません。回答数等が減っていることに関しては、結果からも出ているように、体罰そのものの数が減っていることもあり、報告すべき件数が減っているという認識を保護者あるいは児童生徒が持たれたのかなと考えております。

松原教育指導課主幹 補足ですが、昨年度、一昨年度についても体罰事案がないときには報告の必要はないという形をお願いしているのですが、本来、回答すべきものではないものが相当数送られてきておりました。その数が平成 24 年度、25 年度については含まれているということで、そういう状況を受けて今年度は、そこところが保護者にも伝わるように、体罰事案がない場合には提出の必要はございませんということをかなり強く発信したこともありまして、こういう数字につながっているものと考えております。

井上委員 今回は特になければ、回答の必要はないということを強く言ったことで数字が変わってきていると、数字が少ない方がいいことなので望ましいと思います。

阪井委員 やはり激減していることは嬉しいことでもあり、反対にアンケートに対して気持ち的にマンネリ化になっていくことは恐ろしいと思います。ただ、今のお話のように、アンケートに書く要旨が明確になってきていることは嬉しいことだと思います。ただ、1 つ気になるのは、言葉の暴力も暴力であ

ると、言葉による暴力も子どもの心を傷つけるものであるという認識のもとにお伝えしないと、直接的な体罰だけを書くものにとられないように、保護者にはお伝えいただければと思います。皆さんの努力の成果が実って素晴らしい結果になっていますので、これからもよろしく願いいたします。

関野委員長

他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

以上で、本日予定いたしました、審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃるでしょうか。

阪井委員

報告事項ではないのですが、このたび「藤沢の四季」という素晴らしい冊子ができ上がり、それを拝見すると、非常に詳しく研究をされて、子どもたちが学ぶにも、また保護者や大人が見ても素晴らしいものがあったと思っております。「藤沢の四季」は、どのような形で子どもたちや市民に広めていくのか教えていただきたいと思っております。

齋藤学校教育企画課長

「藤沢の四季」についての一般配布は5月15日から、教育文化センター、文書館、市民相談情報コーナーにおいて1冊1,000円で頒布をする予定です。各学校には既に複数冊届けておる状況になっています。それには神奈川県新聞、その他の広報機関からも相談を受けておりますので、そういったところでも市民向けのPRはできていると思っております。

吉田委員

ご質問には学校ではどのように活用するのかということも含まれていると思うのですが、これはシリーズ物になっていて、最初は「学校の樹木」から「海辺の生き物」、これは江の島に生息する生き物たちということも含めて各学校で使い勝手がいいように、子どもたちも手に取って実際に見ることができるような冊数をお送りしてありまして、授業でも十分に活用できることを目途にしてつくったものです。市民にもぜひ藤沢の自然を知っていただきたいということから、市民向けの頒布もしている状況です。

阪井委員

私たちは藤沢の自然と共生している中で、大事にしなければいけない自然について造詣の深くなる書であると思っておりますので、学校現場でも活用していただきたいと思っております。また、先生たちがご多忙の中、これを編さんするために非常に研究されたことに敬意を表したいと思います。

関野委員長

実際は図書室などに置いてあるのですか。

齋藤学校教育企画課長

各学校には1クラス分の人数の30冊前後配布しておる状況です。

吉田委員

学校現場ではクラスの人数は40人が上限ですので、その40人で使える

ように、学級で図書室から持ってきて使うという活用の仕方をしています。実際に校庭の樹木などはそれを見ながら、学校にどんな木があるのかを調べてみる。また、実際に日大の学生さんにも来ていただいて、樹木博士の講座もやっていただいていますし、また、海辺の生き物についても江の島に行って、どんな生き物がいるのか、どんな地層があるのかといったことに活用している状況で、子どもたちが使えるものを目途にしています。今回、今まで集めた写真に加えて編集委員の先生方が一生懸命集めたものを整理し、集大成という形になっています。

関野委員長

本当にいい本になっていると思いました。

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。6月24日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長

それでは、次回の定例会は6月24日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時42分 閉会